

特定路外駐車場 構造及び設備の基準チェックシート

移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令根拠	内容	チェック欄
第1条(趣旨)	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第11条第1項の規定に基づく移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準は、駐車場法(昭和32年法律第106号)、駐車場法施行令(昭和32年政令第340号)及び駐車場法施行規則(平成12年運輸省・建設省令第12号)に定めるもののほか、この省令の定めるところによる。	
第2条(路外駐車場車いす使用者用駐車施設)		
第1項	特定路外駐車場には、車いすを使用している者が円滑に利用することができる駐車施設(以下「路外駐車場車いす使用者用駐車施設」という。)を1以上設けなければならない。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車(いずれも側車付きのものを除く。)の駐車のための駐車場については、この限りでない。	
第2項	路外駐車場車いす使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。	
	第1号 幅は、 <u>350センチメートル以上</u> とすること。	
	第2号 路外駐車場車いす使用者用駐車施設又はその付近に、路外駐車場車いす使用者用駐車施設の表示をすること。	
	第3号 次条第一項に定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。	
第3条(路外駐車場移動等円滑化経路)		
第1項	路外駐車場車いす使用者用駐車施設から道又は公園、広場その他の空地までの経路のうち1以上を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路(以下「路外駐車場移動等円滑化経路」という。)にしなければならない。	
第2項	路外駐車場移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。	
	第1号 当該路外駐車場移動等円滑化経路上に段を設けないこと。ただし、傾斜路を併設する場合は、この限りでない。	
	第2号 当該路外駐車場移動等円滑化経路を構成する出入口の幅は、 <u>80センチメートル以上</u> とすること。	
	第3号 当該路外駐車場移動等円滑化経路を構成する通路は、次に掲げるものであること。	
	イ 幅は、 <u>120センチメートル以上</u> とすること。	
	ロ <u>50メートル以内</u> ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。	
	第4号 当該路外駐車場移動等円滑化経路を構成する傾斜路(段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、次に掲げるものであること。	
	イ 幅は、段に代わるものにあつては <u>120センチメートル以上</u> 、段に併設するものにあつては <u>90センチメートル以上</u> とすること。	
	ロ 勾配は、 <u>12分の1を超えない</u> こと。ただし、高さが <u>16センチメートル以下</u> のものにあつては、 <u>8分の1</u> を超えないこと。	
	ハ 高さが <u>75センチメートルを超えるもの</u> (勾配が <u>20分の1を超えるもの</u> に限る。)にあつては、高さ <u>75センチメートル以内</u> ごとに踏幅が <u>150センチメートル以上</u> の踊場を設けること。	
	ニ 勾配が <u>12分の1を超え</u> 、又は高さが <u>16センチメートルを超え</u> 、かつ、勾配が <u>20分の1を超え</u> る傾斜がある部分には、手すりを設けること。	
第4条(特殊の装置)	前二条の規定は、その予想しない特殊の装置を用いる特定路外駐車場については、国土交通大臣がその装置が前二条の規定による構造又は設備と同等以上の効力があると認める場合においては、適用しない。	有・無